

第1条 (目的)

本規約は、リモートアクセス用ソフトを使用し、お客様(以下、「甲」という)のコンピューターと共栄システム株式会社(以下、「乙」という)のコンピューターをインターネット経由で接続し、遠隔操作によりお客様をご支援する業務(以下、「本リモートメンテナンス」という)について規定する。

第2条 (使用ソフトウェア)

本リモートメンテナンスでは、TeamViewer 社製の TeamViewer (以下、「本ソフトウェア」という)を使用する。

第3条 (運用方法)

- 1 本リモートメンテナンスは、甲が所有するコンピューターのアプリケーションやデータ等にアクセスし操作等を行う。その為、甲は事前に以下の作業を行うものとする。
 - ・甲が重要と認めるデータ、プログラム等を外部記憶装置などへ事前にバックアップを行う。
 - ・デスクトップ上に表示している、機密情報(個人スケジュールや付せん形式のソフトなど)を非表示にする。
- 2 甲の同意の下、本ソフトウェアの各機能を使用することができるものとする。甲は、本リモートメンテナンスに対して、いつでも中止を要請することができ、その場合、乙は本リモートメンテナンスを直ちに中止しなければならない。
- 3 本リモートメンテナンスの対象範囲は、乙が甲にサービスを提供している対象機器のサポートのみとする。甲のサポート依頼が当該サポート範囲を超えるものであると乙が判断した場合は、乙はサポートを中止することができる。
- 4 本リモートメンテナンスで使用する機能は、以下の通りとする。
 - ・共有機能(画面を確認する機能)
 - ・リモート操作(マウスおよびキーボードをリモートで操作をする機能)
 - ・ファイル転送(コンピューターにデータを転送する機能)
- 5 本リモートメンテナンス実施の為、甲にコンピューター操作の協力をお願いする場合がある。また、甲は、作業中はコンピューターの前で立ち会いの上、作業を確認するものとする。所用等、やむを得ない事情により離席する場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙が作業を続行するかどうかについての指示を行うものとする。
- 6 本規約で指定していない運用方法については、乙が指定することとする。

第4条 (リモート経費の負担)

本リモートメンテナンスで発生する通信費は、甲の負担とする。なお、本ソフトウェアの使用料金については発生しない。

第5条（最善留意事項）

- 1 本リモートメンテナンスにより甲のシステムに不具合が生じた場合、予見できない障害による損害については、乙の責任に該当しない。
- 2 前項の障害が発生した場合、甲が取得しているバックアップデータの内容まで乙は無償で復旧作業を実施する。
- 3 甲がバックアップデータを取得していないことにより生ずる損失について、乙は一切責任を負わない。

第6条（秘密保持）

- 1 乙は、甲から開示または提供を受けた甲のコンピューター構成情報、およびファイル情報(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、甲へ事前の書面による承諾なしに、第三者に開示しません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ・開示の時点で既に公知のもの
 - ・開示後、乙の責任によらず公知になったもの
 - ・第三者から正当に開示されたもの
 - ・乙が開示前より自ら所有しているもの
 - ・乙が独自に開発したもの
 - ・甲が口頭により開示または提供されたもの(ただし甲が当該内容を速やかに書面化し、秘密情報である旨を乙に通知した場合を除く)
- 2 乙は、甲より秘密情報の開示を受けた事実を秘密とし、第三者に公表しない。
- 3 乙は、秘密情報をサポート案件以外の目的に使用しない。ただし、別途甲の許諾を受けた場合はこの限りではない。

第7条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義がある場合には、甲と乙は信義誠実に協議のうえ定めることとする。